

東京小だより

■新幹線から赤羽行まで

二月十七日朝、新大阪発八時六分入りか
りに十二人ばかりの男たちが乗った。発車
ホームまで釜ヶ崎の手配師が付き添って
いた。それで男たちがどこかの飯場へ行くら
しい見当はついた。手配師と話さくしている
背広にフット、荷物なく帽子なくのヤセ型
の中年男が雇い主側の人物と思われた。ひ
かりは京都、名古屋とか停らず東京へ行く
から飯場は京葉工業地帯あたりか、そんな
想像もした。



<写真1>

写真1は新

大阪駅ホーム、
全員を車内に
送りこんだ手
配師が赤電話
をどこかに連
絡しているう
しろ姿。この
手配師は釜ヶ
崎で古く、い
つも髪は短か
め、きれいな
ジャンパー姿
でセンターの
南の方によく
いる。

写真は東京駅、新幹線ホームから京浜
東北線ホームへやってきた男たちが赤羽行
の電車に乗ろうとしている。京葉工業地帯

へ写真は



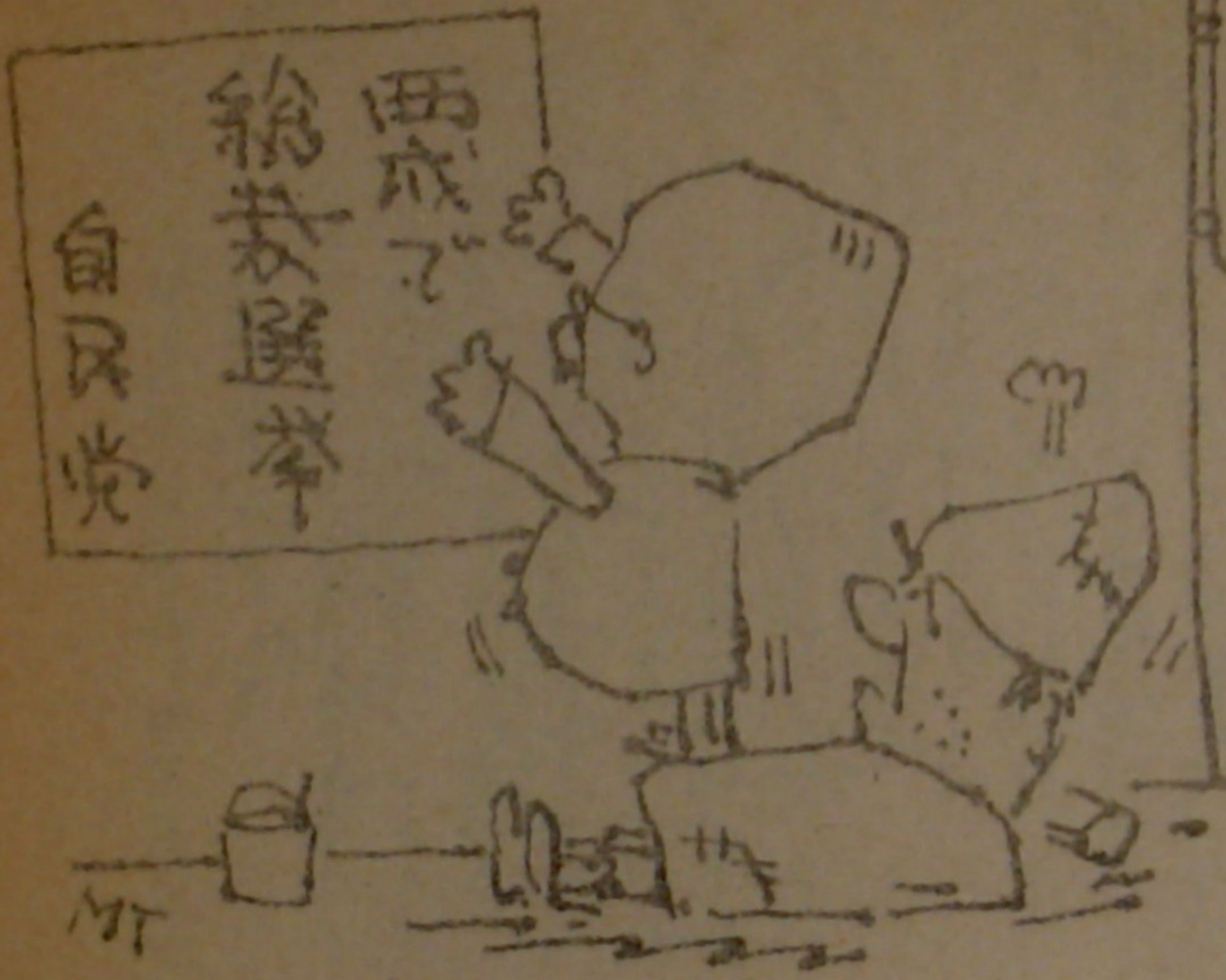


の現場へ入るのでないのはこれではつきり
 した。となると東北新幹線工事ではないか。
 上野駅などもその工事がおこなわれていて
 地下道の一部は工事のため閉店している。
 それにしても出稼ぎの本場東北地方があり
 山谷もあるというのに、釜ヶ崎の手配師に
 人集めを頼ることもあるのだなあと考えな
 がら、みんなケがくないようにと祈った。
 ＊雇・補足
 職業安定法施行規則第四條
 労働者を提供しこれを他人に使用させる
 者は、たとえその契約の形式が請負契約
 であつても、次の各号のすべてに該当す
 る場合を除き、法第五條第六項の規定に
 よる労働者供給の事業を行ふ者とする。
 一、作業の完成について事業主としての財
 力上及び法律上のすべての責任を負つもの
 であること。
 二、作業に従事する労働者を、指揮監督す



るものであること。
 三、作業に従事する労働者に対し、使用を
 として法律に規定されたすべての義務を負
 うものであること。
 四、自ら提供する機械、設備、器材（業務
 上必要な簡易な工具を除く）若しくはそ
 の作業に必要な材料、資材を使用し又は企
 画若しくは専門的な技術若しくは専門的な
 経験を必要とする作業を行ふものであつて、
 単に肉体的な労働力を提供するものではないと
 見、前項の各号のすべてに該当する場合で
 あつても、それが法第四十四條の規定に違
 反することと認められるため故意に偽装され
 たものであつて、その事業の真の目的が労
 働力の供給にあるときは、法第五條第六項の
 規定による労働者供給の事業を行ふ者であ
 ることと認められることができない。
 ＊労働者供給の罰則—一年以上十年以下の
 懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金。

八金ヶ崎



新装大開店
シヤク
出します
大平内閣

